

## シルベロックス・ガレージドア 防火・準防火地域での設置について。

### ①はじめに

全国主要都市近郊にある住宅街の多くは防火・準防火地域で、これらにある住宅にシャッター等を取り付ける場合、“遮熱・準遮熱性能防火設備(建築基準法第2条九号二口に対応)”の認証を受けたものであることが原則とされております。

一方シルベロックス・ガレージドアは、この認証は受けていない製品となります。

### ②防火・準防火地域に、防火設備認証無しガレージドアを設置する場合の規定は？

一般的に、道路中心線から3m以内、隣地境界線から3m以内の範囲にかかる場合、設置するシャッター類には

防火設備が求められます。(建築基準法で「延焼の恐れのある部分」として定義されております)

つまり、隣地境界線から3m以上、道路中心線から3m以上離れている場合は防火設備とする必要がない為、この認証を受けていないシルベロックス・ガレージドアでも問題なく取付けることが可能です。

### ③規定を満たしていなくても、条件を満たせば設置できます。

”道路中心線から3m以上”の条件は、前面道路が6m以上あればクリアでき、6m以下の場合でも、ガレージドア取付面を道路中心線から3m以上離す分だけセットバックすればクリアできます。

一方”隣地境界線から3m以上”となると、相当な間口の土地でないとクリアできません。

この点について、実は設置場所にいくつかの工夫をすれば狭い間口の土地でもクリアすることができるのです。

次の項で、実例をもとにその工夫方法を紹介します。

### ④シルベロックスを準防火地域に適法取付けした実例

隣地境界線から3mを確保できない箇所にごみ置き場を作り、“防火袖壁”としました。

また上部にもバルコニーを設置し、これも“防火軒”としました。

建築前に設計者が確認申請機関にこの図面を提出したところ、ガレージドアの周囲は“延焼の恐れのある部分”から除外され、原則とされる規定を満たしていなくても適法にシルベロックス・スガレージドアを準防火地域に取付けることができました。

## 結論

シルベロックス・ガレージドアは、道路中心線から3m以内、隣地境界線から3m以内の範囲にかかる場合でも、セットバックや左右上部に防火壁+軒を付けることにより、防火・準防火地域に設置出来る場合があります。

(注意:最終判断は確認申請機関になります)



延焼の恐れのある部分に入っているが、  
ごみ置き場が防火袖壁の役割を果たしているため、  
ガレージドアを防火設備としなくてもよくなっています。

